

令和 6 年第 6 回相馬市議会 1 2 月定例会追加提出案件について

①提出議案	
○条例の一部改正	6 件
○令和6年度補正予算	
(一般会計1件、特別会計4件、公営企業会計1件)	6 件
計	12 件

令和 6 年第 6 回相馬市議会 1 2 月定例会追加提出案件について
提出議案

NO.	提 出 案 件	摘 要
1	市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	議案第97号
2	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について	議案第98号
3	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	議案第99号
4	相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	議案第100号
5	相馬市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	議案第101号
6	相馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	議案第102号
7	令和 6 年度相馬市一般会計補正予算（第 8 号）	議案第103号
8	令和 6 年度相馬市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	議案第104号
9	令和 6 年度相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	議案第105号
10	令和 6 年度相馬市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	議案第106号
11	令和 6 年度相馬市光陽地区造成事業特別会計補正予算（第 3 号）	議案第107号
12	令和 6 年度相馬市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	議案第108号

令和6年第6回相馬市議会12月定例会（追加）提出案件について

① 提出議案

1 議案第97号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について【総務部】

福島県人事委員会勧告における職員の期末手当等の引き上げに準じて、市長及び副市長の期末手当を本年12月1日に遡及して0.1月分引き上げるため、所要の改正を行うもので、公布の日等から施行するものです。

2 議案第98号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について【総務部】

福島県人事委員会勧告における職員の期末手当等の引き上げに準じて、教育長の期末手当を本年12月1日に遡及して0.1月分引き上げるため、所要の改正を行うもので、公布の日等から施行するものです。

3 議案第99号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について【総務部】

福島県人事委員会勧告における職員の期末手当等の引き上げに準じて、議会議員の期末手当を本年12月1日に遡及して0.1月分引き上げるため、所要の改正を行うもので、公布の日等から施行するものです。

4 議案第100号 相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について【総務部】

福島県人事委員会勧告に準じて、若年層を中心とした一般職職員の給料月額を本年4月1日に遡及して引き上げるとともに、期末・勤勉手当を本年12月1日に遡及して合計0.15月分引き上げるほか、福島県に準じ、宿日直手当を本年4月1日に遡及して引き上げる等のため、所要の改正を行うもので、公布の日等から施行するものです。

5 議案第101号 相馬市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について【総務部】

人事院勧告に準じて、特定任期付職員の給料月額を引き上げるとともに、新たに勤勉手当を支給する等のため、所要の改正を行うもので、令和7年4月1日等から施行するものです。

6 議案第102号 相馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について【民生部】

昨今の物価高騰を踏まえ、市が処理する産業廃棄物処理手数料の適正化を図るため、所要の改正を行うもので、令和7年1月1日から施行するものです。

7 議案第 103 号 令和6年度相馬市一般会計補正予算（第8号）【総務部】

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に準じた人件費の変更に伴い、104,779千円を増額し、補正後の予算総額を18,852,745千円とするものです。

8 議案第 104 号 令和6年度相馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）【民生部】

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に準じた人件費の変更に伴い、2,912千円を増額し、補正後の予算総額を3,547,913千円とするものです。

9 議案第 105 号 令和6年度相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）【民生部】

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に準じた人件費の変更に伴い、398千円を増額し、補正後の予算総額を520,101千円とするものです。

10 議案第 106 号 令和6年度相馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）【保健福祉部】

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に準じた人件費の変更に伴い、3,438千円を増額し、補正後の予算総額を4,012,272千円とするものです。

11 議案第 107 号 令和6年度相馬市光陽地区造成事業特別会計補正予算（第3号）【民生部】

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に準じた人件費の変更に伴うもので、予算総額に変更のない補正をするものです。

12 議案第 108 号 令和6年度相馬市下水道事業会計補正予算（第3号）【建設部】

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に準じた人件費の変更に伴うもので、うち収益的収支は、収入、支出それぞれ959千円を増額し、補正後の収益的収入予算総額を1,231,781千円、収益的支出予算総額を1,216,786千円とするものです。

同様に、資本的収支は、収入、支出それぞれ668千円を増額し、補正後の資本的収入予算総額を329,773千円、資本的支出予算総額を691,818千円とするものです。

なお、支出に対し不足する収入額は、損益勘定留保資金等で補てんします。